

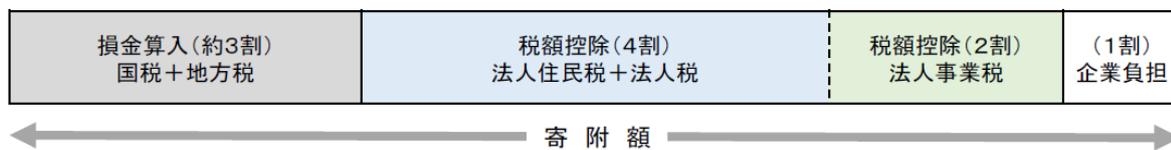
税制改正のお知らせ

令和7年度税制改正(企業版ふるさと納税の適用期限の延長等について)

内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に法人住民税・事業税を軽減する特例措置について、その軽減効果（法人税と合わせ損金算入措置を含め寄附額の最大約9割）を維持した上で、適用期限を3年延長し、令和10年3月31日までの間の寄附が対象とされた。

※ 制度の健全な発展に向けて、寄附活用事業に係る執行上のチェック機能の強化や活用状況の透明化等を行う。

(税負担軽減のイメージ)



令和6年度税制改正(外形標準課税の適用対象法人の見直し等について)

(1) 減資への対応

外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金1億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

※ 改正前に外形標準課税の「対象外」である法人及び改正後に新設される法人については、現行基準（資本金1億円超）に該当しない限り、外形標準課税の「対象外」。

※ 令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用し、公布日前に外形標準課税の対象であった法人が、「駆け込み」で減資を行った場合で、上記の基準に該当するときは、外形標準課税の対象とする所要の措置を講ずる。

(2) 100%子法人等への対応

資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

※ 産業競争力強化法の改正を前提に、特別事業再編計画に基づいて行われるM&Aにより100%子会社となった法人等について、上記にかかわらず、5年間、外形標準課税の対象外とする特例措置を設ける。

※ 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

※ 上記改正により、新たに外形標準課税の対象となる法人に係る税負担の激変緩和措置を講ずる。

(3) 法人事業税の中間申告義務判定に関する改正

外形標準課税の適用対象法人に係る中間申告の要否の判定については、現行、当該事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日の現況によることとしているが、上記(1)・(2)の措置に伴い、前事業年度の事業税について外形標準課税の適用対象法人に該当したものであるかどうかによることとする。

※ 令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。